

質問第一号

参議院の選挙制度に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十八年七月二十一日

参議院議長 木村 睦 男 殿

秦

豊

参議院の選挙制度に関する質問主意書

本年六月の第十三回参議院通常選挙では、憲政史上初めて政党名を記す比例代表選挙が行われたが、投票率が史上最低を記録するなど国民の間にも多くの戸惑いや抵抗感がうかがわれた。よつて、次の諸点について質問する。

一 政府は、比例代表制を今後とも存続し、三年後の昭和六十一年に行われる選挙にも適用する考えか。

二 この制度の現状、あり方を万全のものと考えているのか。

三 第十三回参議院通常選挙の結果等を踏まえて、何らかの改正を要するとの考えか。
もし改正を要するとすれば、どのような点について改正すべきだと考えるか。

四 政党要件の緩和について考慮すべきではないのか。

五 一人一党の候補、即ち無所属候補の立候補をも認めるべきではないのか。

六 議席配分の方法たるドント式を別の方式に改める考えはないのか。

七 選挙区と比例代表区の現行制度はそのままの形で維持するのか。それとも現行の選挙区を廃止して全国を一選挙区とした比例代表区等は考えないのか。

八 選挙区の定数不均衡については、次回の選挙までには何としても是正すべきではないのか。

九 比例代表区の選挙運動については、現状のままで実施するのか、それともある程度の手直しの必要はないのか。

十 十人の候補を立てる場合、比例代表区は一名のみとし、他はすべて選挙区から立てたケースが見られたが、今後はこのようなケースの規制を考慮するのか。

十一 比例代表区等の供託金の額は、現行通りを続ける考えか。

右質問する。